

沿岸広域振興局長告示第35号

卸売市場条例（昭和47年岩手県条例第16号）第9条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があった。

平成25年7月5日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

卸売の業務を廃止しようとする者		卸売の業務を廃止しようとする地方卸売市場の名称
名称	住所	
大船渡魚市場株式会社	大船渡市大船渡町字永沢174番地	地方卸売市場大船渡市細浦魚市場